

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名 : 株式会社原工務所

業者の住所 : 島根県江津市敬川町1306-3

2 指名停止の期間 : 令和3年12月22日～令和4年1月4日(2週間)

3 指名停止の措置対象地区 : 中国地区

4 事実概要

当該業者が元請けとして施工した、令和元年度浜田河川国道事務所発注「国道9号江川橋外橋梁補修工事」の吊り足場設置において、夜間作業での投光器の段取り替えを行っていたところ、作業床の端付近にいた下請の作業員が開口部から河川に墜落し死亡する工事関係者事故が発生した。このことに関し、当該業者及び監理技術者が、元請けとして安全管理及び安全対策が不十分であったとして、令和3年9月7日に松江地方裁判所から罰金刑を受けた。

5 指名停止の理由

4の事実は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱(平成15年10月機構規程第83号)別表第1第8号(下記参照)に該当する。

別表第1 事故等に基づく措置基準

措置要件	期間及び措置対象地区
1～7 省略	省略
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から発生地区を対象として2週間以上2か月以内

<問い合わせ先>

鉄道・運輸機構 事業監理部 工事契約監理課 TEL 045-222-9041(直通)